



Vol.194

# トクちゃん新聞

5月号

GW後半いいお天気  
でしたね！



令和6年5月21日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆ 事務所移転

徳野



先日、事務所移転しました。といっても、**同じビルの同じフロアの同じ広さの隣の部屋へ**移っただけですが・・  
オーナーからの依頼でして、弊社が動くことでビルの有効利用を図れるということのようです。  
ペーパーレス化を進めてますので紙資料は少ないですが、それでも古い資料等がありまして、かなりの紙を**スキャ  
ン&シュレッダー**しました。時間はとられましたが、資料整理のいい機会になったと思います。



基本的に移転前と同じ内装にさせていただきましたが、ついでに少しずつマイナーチェンジしたところがあります。  
弊社にお越しの際は、「変わったところ探し」にチャレンジしてみてください(笑)

## ◆ フロハラ



ドラマの「不適切にもほどがある」観てました。昭和と令和の対比の中で、**当時の常識は今の世の中「不適切」**。  
一方で、今の世の、なんでも〇〇ハラメントも、どうなんですか？というメッセージがあったように思います。調べて  
みると、**エアハラ(エアコン)・ジタハラ(時短)**、なんでものものもあるそうですね。  
娘から冗談で「**フロハラ**や！」と毎晩指摘されます。「晩御飯遅くなるから、はよ風呂入り」。これがハラメントにあ  
たるのこと。我が家のフロハラはいいとして、あれもこれも気にしてたら、生きづらくなるような気もしますね。

## ◆ 進んでいますか？ 定額減税準備

廣島



給与計算をされている方におかれましては、来月6月から始まる定額減税の月次減税事務の準備を進められておられる  
ところかと思えます。開始に向けた準備としては、①月次減税額の算定 ②給与計算ソフトの設定というステップがありま  
すが、①月次減税額の算定はそろそろお済でしょうか？

①月次減税額の算定の為には、既に提出を受けている扶養控除等申告書に記載されている扶養親族の方から、月次減税  
の対象となる方のピックアップと、扶養控除等申告書に記載されていない対象者の把握が必要となりますので、事務負担とミ  
スへのご不安があるのでは、と思います。

国税庁HPで提供されている「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税の  
ための申告書」[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024002-044\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024002-044_01.pdf) を活用  
いただくことで、ご負担を少し減らせるかもしれません。この様式は本来、既に提出を受けている扶養控除等申告書に記載され  
ている扶養親族は記載しなくても良いですし、該当者以外は提出不要となっていますが、**すべての基準日在职者の方に、扶養  
控除等申告書に記載した扶養親族も含めた**すべての対象者を記載して提出いただいても法令上問題がありません。

こちらの様式1枚で、月次減税の対象人数の確認を完結させることも可能です。従業員さんへの記載依頼時には、本紙に同  
封しております「**対象となる家族の早見チャート**」を併せてお渡しいただきましたら、漏れなく記載をして頂くことができるのでは  
ないかと思えます。 ※様式内に、扶養控除等申告書に記載した扶養親族は記載不要という案内がありますので、取り消し線を入れていただくなどの工夫が必  
要です。ご不安ありましたら、ご相談ください！

## ◆ 新モデル「Chat GPT-4o」

稲葉



OpenAIがChatGPTの**最新AIモデル「GPT-4o」**を先日発表しました。以前は無料会員が使えるモデルは「GPT-3.5」まで  
で「GPT-4」を使うためには有料でしたが、この**新モデル「GPT-4o」**は、有料会員のみでなく、**無料会員でも利用が可能**(1時間  
に入力できるプロンプト数、一部の機能が制限)となっており、**高度なAIがより身近なものになっていく**と考えられます。

「GPT-3.5」は、画像認識機能が備わっていませんでしたが、「GPT-4o」は**画像認識が備わっており**、  
画像から情報を詳細に読み取ることが可能です。

試しに会計データ作成に利用できないかと自分自身の持っていたスーパーのレシート画像を取り込み、  
仕訳を作成するように指示したところ、割引処理があるような複雑な内容である場合は改めて指示が必要  
であったものの、**簡易的な内容に関しては適切に作成が可能で**、実用可能性が感じられる結果とな  
りました。

「GPT-4o」は、無料会員でも利用が可能となっていますので、一度試してみたいかと思いますが、



## ◆ 税務スケジュール(6月)

6月10日(月)

- ・5月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付
- ・12月から5月分 住民税の納付(特別徴収・納期の特例分)

7月1日(月)

- ・5月分 社会保険料の納付
- ・4月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・10月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・1月・7月・10月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

7月10日(水)

- ・社会保険 算定基礎届の提出
- ・源泉所得税(納期の特例1月から6月分)納付
- ・労働保険の年度更新

\* 定額減税が実施される為、住民税は7月分より徴収開始となります。6月分の徴収はありません。

弊社で源泉所得税(納期の特例)の納付書を作成している顧問先様へ5月分までの給与・賞与状況をお知らせください。6月支給分につきましては、支給内容が決まり次第お知らせ願います。

小鐵



## ◆ 資料作成のために

仕事柄、資料作成をしたり頂いた資料をまとめたりということが少なくありません。これらの作業の結果出来上がったものが「誰が見ても見やすく・まとまった資料になっているのか」ということについて日々考え試行錯誤を重ねています。

私自身デザインに対する知識がないため、よりよい資料にするための方法がわからず時間を浪費していました。そんな中、[伝わるデザイン | 研究発表のユニバーサルデザイン \(tsutawarudesign.com\)](https://tsutawarudesign.com) こちらのサイトに出会いました。

こちらのサイトは研究者や大学生向けに作られていて、研究成果の発表の際のデザインの基本やテクニックを紹介しています。研究成果の発表のためではあるのですが、**フォントや文書の体裁、色**など具体的に比較されていてデザインに対する知識がなくても感覚的にわかりやすく、一般的な資料作成に非常に参考となります。

税務関係の資料はどうしても見づらくなりがちですが「見やすく」かつ「正しい」資料のご提供をしていきたいと思えます。



細川



## ◆ 約束手形 支払サイトの適正期間が「60日」に短縮されます

大熊



決済の一手段として利用される『約束手形』。従来より、支払サイトが長期にわたる手形による資金繰りの圧迫が問題視されていました。

具体的には、指導対象となる手形の支払サイトを**すべての業種… 60日**に変更して運用する、とのことでした。

特に、下請事業者の負担が大きいということで下請法(下請代金支払遅延等防止法)において**繊維業… 90日** **その他の業種… 120日**

受取側・支払側 いずれにも影響のある発表と思えます。いま一度、手形の支払サイトを確認いただければと思います。

この期間を超えるサイトの手形を『割引困難な手形』に該当するおそれのあるものとして、従来指導されてきました。

手形払い(サイト60日)の例 ※月末≠翌月末手形払いの場合



※経産省HP: <https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240430002/20240430002.html>

これについて、「2024年11月以降、運用を見直す」と中小企業庁及び公正取引委員会から発表がありました。

## ◆ スタッフより

北岡



MathWorks社が開発したMATLABというソフトがあります。これは、数値計算やデータ解析、可視化、モデリング、シミュレーション等の科学技術計算を行うための高度なプログラミング言語と環境で、数学や工学、統計学、機械学習、信号処理、画像処理などの多様な分野で広く使用され、航空宇宙産業や自動車産業等多くの企業で採用されています。そのMATLABを使い、ドローンに画像認識をさせ、指定されたコースを飛ばすという大会に、子供とGWに参加してきました。プログラミングしてドローンを飛ばすので、離陸すると操縦することはできません。小中高生が自分で試行錯誤し、一喜一憂する姿にとても刺激を受けました。いいGWが過ごせました。



## ◆ クイズ

喜多



今月も**定額減税**からクイズです。令和6年度税制改正に伴い、令和6年分の所得税について**定額減税**が実施されることとなりました。**定額減税**の適用を受ける本人の要件として、正しくないのは次のうちどれでしょう。

- ① 令和6年分所得税の納税者である
- ② 日本国内に住所を有する個人、または現在まで引き続き1年以上住所を有する個人(居住者)である
- ③ 給与所得金額が1,805万円以下である

答えは③です。給与所得ではなく、**合計所得金額**が1,805万円以下の個人が対象となります。令和6年中に退職所得、譲渡所得、雑所得などで一時的に所得があった場合でも1,805万円を超えると**定額減税**の適用対象とはなりません。

